

宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）

<持続可能な社会の形成に向けたみやぎのチャレンジ>

素案

令和2年9月

宮城県環境生活部循環型社会推進課

第1章 総論

第1 背景と趣旨

赤字：第1回会議を踏まえた記載

青字：その他追記した箇所

現代の社会経済活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環の阻害や、地球温暖化、天然資源の枯渇等、様々な問題を引き起こしています。国においては、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）に基づく「循環型社会形成推進基本計画」（以下、「循環基本計画」という。）が策定され、関連施策が実施されてきました。

平成30年6月に策定された国の第4次循環基本計画では、第3次循環基本計画で掲げられた、「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野が広がられています。

宮城県においても、これまで循環型社会の形成を目指して、第1期宮城県循環型社会形成推進計画（平成18年3月）（以下「第1期計画」という。）を策定し、県民・事業者・NPO等の関係団体、行政が協力して、廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組んできました。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、県民の多くが被災し、生活基盤及び社会基盤の多くが一変したことにより、それまで進展してきた廃棄物等の3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の取組が大きく後退しました。その後、第2期宮城県循環型社会形成推進計画（平成28年3月）（以下「第2期計画」という。）において、3Rの取組をリスタートさせることを主軸に、各種施策を展開してきました。

これらの取組により、一般廃棄物においては徐々に排出量が減少する等、改善傾向にありますが、未だ震災前の状況まで回復していません。また、産業廃棄物においては、復興事業の収束によるリサイクル率の低下が見られるほか、新たな産業の構築に伴う事業活動の活発化に伴い、今後、新たな課題が発生することも想定されます。

平成27年9月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連で採択されたことを機に、国内外の社会経済が持続可能性の追求に向けて大きく舵をきっている中、海洋プラスチックごみ対策や食品ロスの削減等、新たな取組を進めるための国の方向性が示されています。

さらに、近年ではアジア諸国の廃プラスチック等輸入規制強化による影響や、大規模災害の頻発化に伴う災害廃棄物の適正処理、新たな感染症対策に伴う生活様式の変化などの課題が生じています。

本県では、こうした動向を踏まえ、持続可能な循環型社会の実現に向けて県民、事業者、民間団体、行政等の各主体の取組や連携のもと、3Rの推進と廃棄物の適正処理の推進などのこれまでの取組をより進展させ、豊かな自然環境や安全で良好な生活環境を次の世代に引き継いでいくため、宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）（以下「第3期計画」という。）を策定するものです。

第2 第3期計画の位置付け

○ 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）

循環型社会形成推進基本法第32条では、地方公共団体は、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた循環型社会の形成のために必要な施策を、その総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施することとされています。

第3期計画は、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）

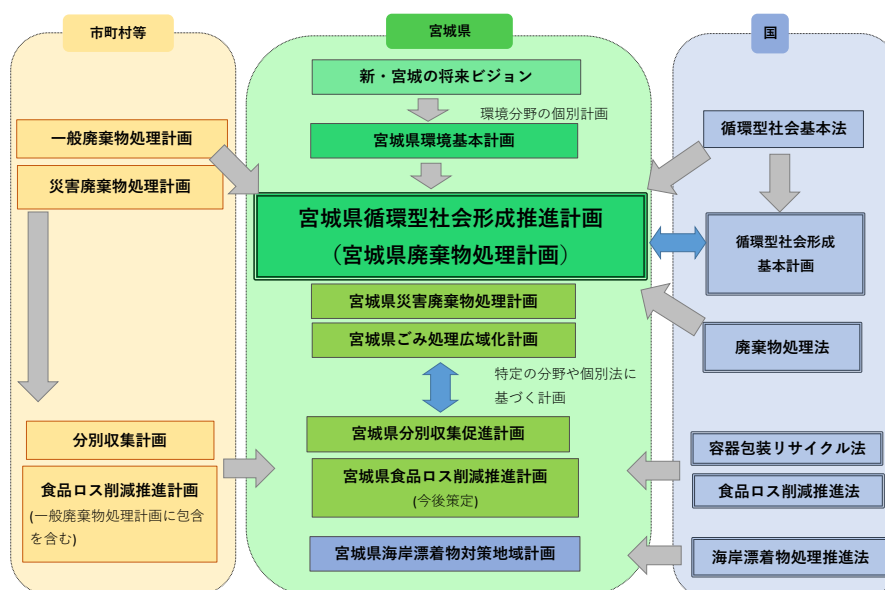
第3期計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定により都道府県知事が定めることとされている廃棄物処理計画です。

○ 宮城県環境基本計画

宮城県環境基本計画は、環境基本条例（平成7年宮城県条例第16号）に基づく、本県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、第3期計画は、この環境基本計画の廃棄物関係施策を具体的に進める計画です。

○ 新・宮城の将来ビジョン

新・宮城の将来ビジョン（令和3年3月）は、本県の社会経済情勢の変化や課題を的確に把握した上で、将来のあるべき姿や目標を県民と共有し、その実現に向けて本県が優先して取り組むべき施策を明らかにするための、県の行政運営の指針です。新・宮城の将来ビジョンにおいて、「環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立」や「豊かな自然と共生・調和する社会の構築」は宮城の未来をつくる18の取組の一つに位置付けられており、第3期計画は「新・宮城の将来ビジョン」を踏まえて策定しています。



○ 計画期間

第3期計画の計画期間は、新・宮城の将来ビジョンの終期及び宮城県環境基本計画の計画期間に合わせて、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、社会、経済情勢の変化や情報通信・科学技術の進展等も想定されるため、おおむね5年を目途に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

第2章 循環型社会の形成に向けて

第1 みやぎを取り巻く現状

本県ではこれまで、廃棄物処理計画策定の都度、「廃棄から管理へ」「廃棄から循環へ」「循環型社会の構築」と、常に新しい理念を掲げて施策を推進してきました。その後、平成12年に公布された循環型社会形成推進基本法を受けて、廃棄物処理計画と循環型社会形成推進計画を統合した第1期計画（計画期間：平成18年度～平成27年度）を平成18年3月に策定しました。

平成28年3月に策定した第2期計画（計画期間：平成28年度～令和2年度）では、東日本大震災の影響により後退した循環型社会形成のための取組を再始動させていくため、基本理念を「リスタート！みやぎの3R-リデュース・リユース・リサイクル」とし、各種施策を展開してきました。

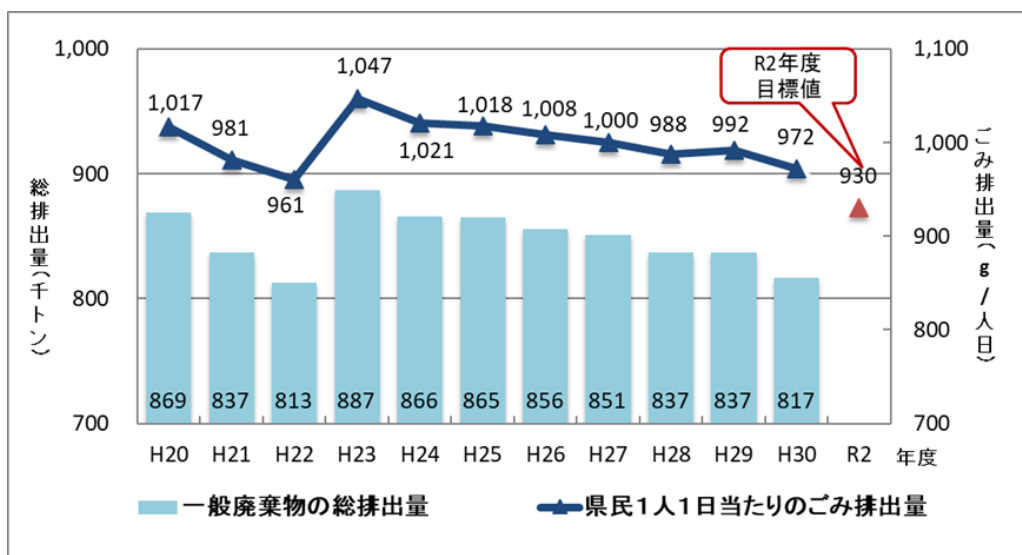
これらの取組により、徐々に一般廃棄物の排出量が減少する等、改善傾向にはありますが、未だ震災前の状況まで回復していません。

また、震災直後の困難な状況からの復旧・復興が進み、環境配慮行動に対する県民の意識も高まっているものの、「環境にやさしい商品を買う」等手間のかかる取組は必ずしも行動が伴っていません。

〈一般廃棄物の状況〉

1 一般廃棄物の排出量の推移

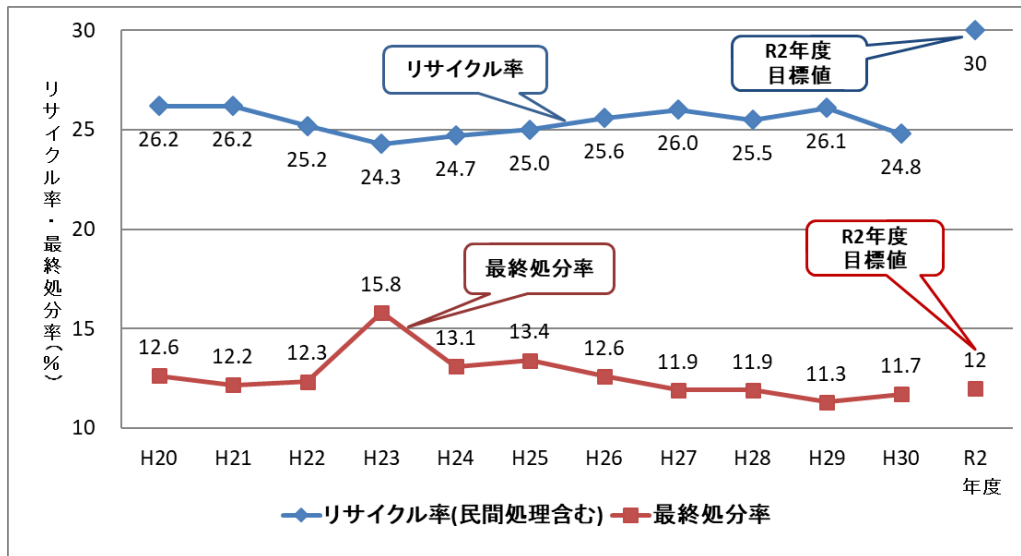
1人1日当たりの排出量は、平成22年度まで着実に減少していましたが、東日本大震災の影響により増加しました。その後、徐々に減少していますが、震災前の状況までには回復していません。



2 一般廃棄物のリサイクル率と最終処分率の推移

リサイクル率は平成23年度に低下し、その後回復傾向であるものの、震災前の状況までには回復していません。

最終処分率は、震災後一時的に上昇したものの、最新の焼却施設への設備更新等もありその後順調に低下し、平成27年度実績から第2期計画の目標値に到達しています。



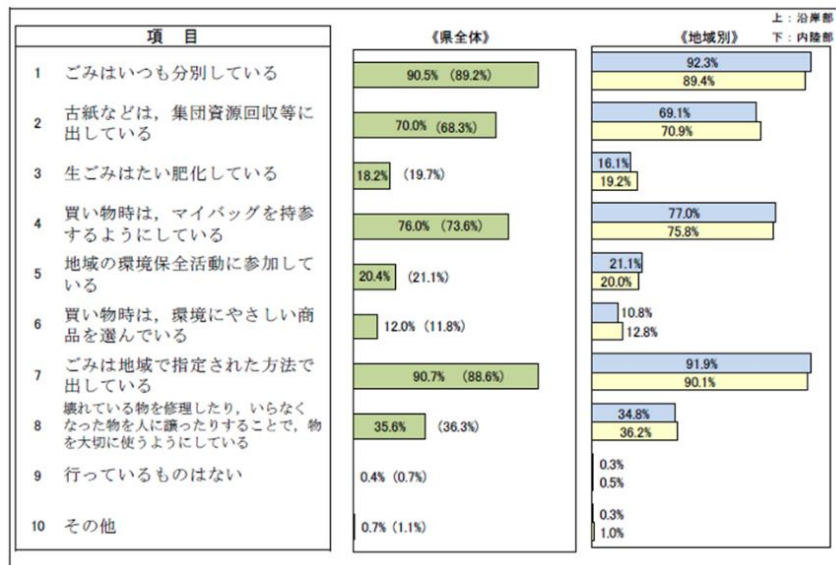
リサイクル率：(直接資源化量＋中間処理後再生利用量＋集団回収量) ÷ (ごみ処理量＋集団回収量＋直接資源化量)

最終処分率：最終処分量 ÷ (ごみ処理量＋集団回収量)

※ 一般廃棄物処理事業実態調査より。

〈令和元年度県民意識調査〉

「3Rに関する取組として日常生活の中で行っていること」(回答者数1,741人)によると、「ごみはいつも分別している」「ごみは地域で指定された方法で出している」は90%を超えているものの、「買い物時は、環境にやさしい商品を選んでいる」は12%であり、浸透しているとはいえない状況です。



産業廃棄物については、復興事業により工事が大きく増えたため、リサイクル率の高いがれき類の排出量が増加し、一時的にリサイクル率が上昇した状態が続いていますが、徐々に低下しています。

一方で、震災後、最終処分率は大きく上昇しており、震災前の状況までには回復していません。

〈産業廃棄物の状況〉

1 産業廃棄物の排出量の推移

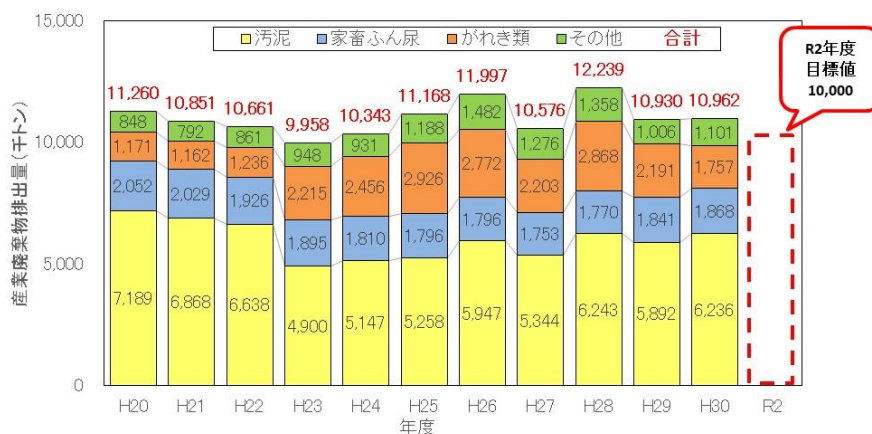
事業者による3R等の取組や産業廃棄物税を活用した施策の実施等により、震災前から排出量は年々減少しており、震災直後は、工場の操業停止等により排出量がさらに大きく減少しました。

その後、工場の操業再開、復興工事による建設業からのがれき類の増加により、排出量全体が増加し、平成28年度は年1千200万トンを超えました。

業種別の産業廃棄物排出量の推移



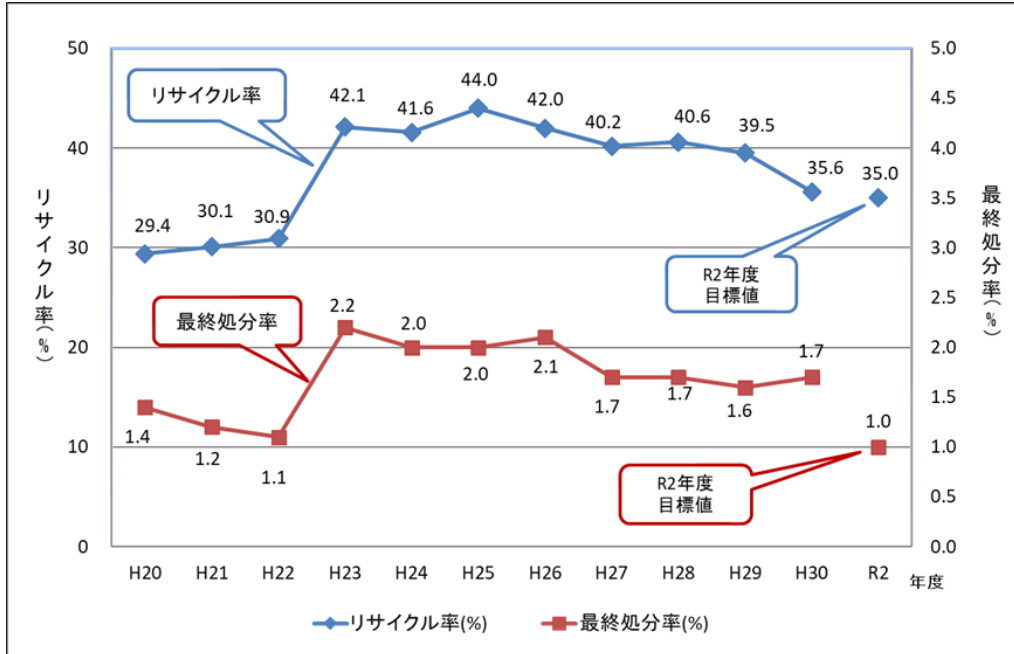
産業廃棄物排出量（種類別）の推移



2 産業廃棄物のリサイクル率と最終処分率の推移

建設業から排出されるがれき類が95%以上リサイクルされ、一時的にリサイクル率が上昇した状態が続いていますが、徐々に低下しています。

一方、復興事業による工事の増加は最終処分率を押し上げており、平成27年度以降は減少してきているものの、震災前の状況までには戻っていません。



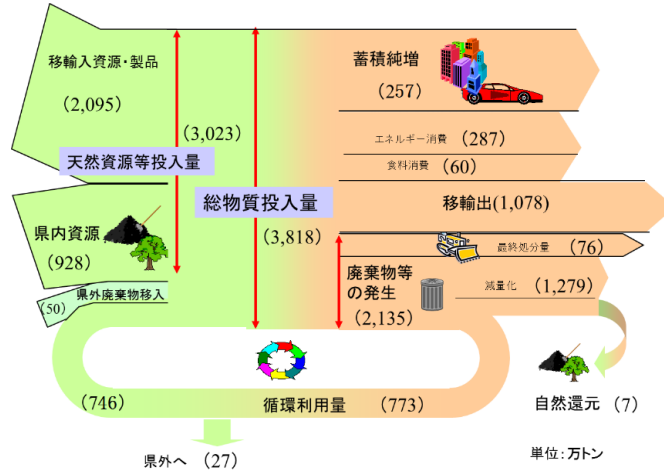
リサイクル率：再生利用量÷排出量

最終処分率：最終処分量÷排出量

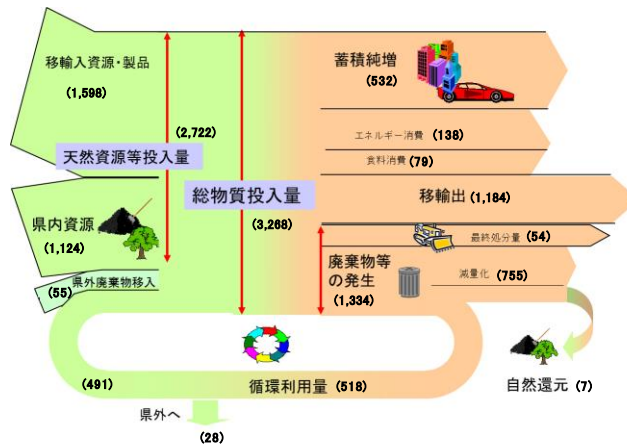
※ 宮城県産業廃棄物等実態調査，宮城県産業廃棄物実態推定業務より

また、平成29年度における宮城県の物質フローは、入口側の循環利用率（循環利用量/（天然資源等投入量+循環利用量））は16.0%，出口側の循環利用率（循環利用量/廃棄物等の発生量）は38.8%であり、国の物質フロー（入口側の循環利用率14.9%，出口側の循環利用率43.2%）と比較すると、出口側の循環利用率を向上させ、廃棄物をより循環利用させることが必要となっています。

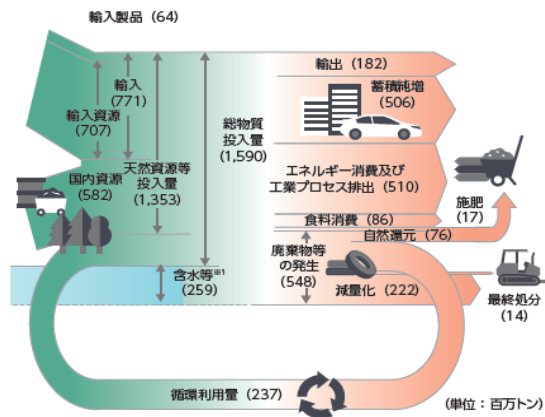
【宮城県の物質フロー（平成24年度）※災害廃棄物を含む】



【宮城県の物質フロー（平成29年度）】



【国の物質フロー（平成29年度）】



出典：令和2年版 環境・循環型社会・生物多様性白書

今後は、新たな産業の構築，事業活動の活発化による新たな課題の発生や，少子高齢化，人口減少の社会の中で高齢者のごみ分別・ごみ出しに対する支援の充実，廃棄物の分別・処理にあたっての人材不足を補う技術・設備の導入等の様々なニーズへの対応が想定されます。

さらに，持続可能な開発目標（SDG s）の達成に向けた議論が世界的に高まる中，海洋プラスチックごみや食品ロスの削減等の新たな取組を進めるための国の方向性が示されており，第3期計画期間においては，震災の影響からの脱却のみならず，持続可能な社会の実現のために，県民・事業者・行政等全ての主体がそれぞれの立場において，新たな価値観に基づき自主的に行動していくことが求められています。

これらの諸課題に対応するため，次に定める基本理念と基本方針の下，目指すべき循環型社会の形成のための施策を展開することとします。

第2 基本理念と基本方針

○ 基本理念

第1期計画では、「持続可能な社会の形成に向けたみやぎからのチャレンジ」として、環境配慮の意識を行動として実践していくことを基本理念に掲げ、続く第2期計画では、東日本大震災により後退した循環型社会形成のための行動を再始動させるため、「リスタート！みやぎの3R-リデュース・リユース・リサイクル」を基本理念としました。

第3期計画期間においては、持続可能な社会の実現のために、各主体の取組がさらに進展することを目指し、基本理念を「ステップアップ！みやぎの3R～皆で築こうみやぎの循環型社会、新たなステージからの進展～」とします。

基本理念

ステップアップ！みやぎの3R

～皆で築こうみやぎの循環型社会、新たなステージからの進展～

○ 基本方針

本県の廃棄物等の取り巻く現状を考慮しながら、循環型社会の形成を一層推進していくため、「全ての主体の行動の促進」、「循環資源の3R推進」、「循環型社会を支える基盤の充実」、「廃棄物の適正処理」を基本的な柱として、総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

持続可能な開発目標（SDGs）の11のゴール（各「基本方針」には、特に関連の深いゴールを示しています）の到達に向けてこれらの取組を進めることにより、SDGsの達成を目指します。

1 全ての主体の行動の促進

持続可能な循環型社会形成のため、県民・事業者等全ての主体が、それぞれの立場に応じて求められる3Rに継続して取り組んでいけるよう、環境教育、普及啓発を推進していきます。



2-3 循環資源の3R推進

3Rの取組を推進することで、天然資源の消費を抑制し、循環資源を活かした環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進します。廃プラスチックや食品ロス・食品廃棄物等、廃棄物の種類に応じて、個別に対策を講じていきます。



3-2 循環型社会を支える基盤の充実

循環型社会を形成していくためには、生産、流通、消費、廃棄、処理等の各段階において、3Rを効果的に促進していく必要があります。各主体への情報の提供や技術開発への支援等を通して、循環型社会を支える基盤の充実を図ります。



4 廃棄物の適正処理

廃棄物の不法投棄や不適正処理を防ぐため、適切な指導、情報提供に引き続き努めます。大規模な自然災害の発生に備えて、平時から市町村、国及び関係団体等との相互協力体制の強化、人材育成を継続していきます。



SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月に国連で採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標です。

環境・経済・社会などの世界全体のことについて、17のゴールとそれにぶら下がる169のターゲット、そしてそれらの達成度合いを評価する232の指標で構成されており、政府・自治体・企業・個人といった全ての人々が目指すべき目標とされています。



第3 みやぎが目指す循環型社会の将来像

1 将来予測

一般廃棄物の将来予測は、平成24年度から平成30年度までの実績値を基に、トレンド推計を行い算出されたものです。

産業廃棄物の将来予測は、農業、建設業、製造業等の業種ごとに、平成25年度から平成29年度までの実績値を基に、トレンド推計を行い算出されたものです。

2 目標値

○ 目標値の設定について

目標値の設定に当たり、新たな災害の発生や新型コロナウイルス等感染症の影響については、第3期計画策定時点で動向を予測することが困難であるため、想定に含めていません。

今後の状況により、中間見直しの時点で検討することとします。

(1) 一般廃棄物

表2-1 一般廃棄物の将来予測と目標値

項目		平成30年度 実績値	第2期計画 目標値 (R2年度)	将来予測 (R12年度)	第3期計画 目標値 (R12年度)	
一般 廃 棄 物	1人1日当たり排出量	972g/人・日	930g/人・日	952g/人・日	910g/人・日	
	内 訳	生活系ごみ	668g/人・日	645g/人・日	654g/人・日	625g/人・日
		事業系ごみ	304g/人・日	285g/人・日	298g/人・日	285g/人・日
	リサイクル率	24.8%	30%	26.6%	30%	
	最終処分率	11.7%	12%	10.9%	10.5%	

・ 1人1日当たり排出量

平成30年度は、震災以降最も少ない排出量（972g/人・日）となりましたが、第2期計画の目標値（930g/人・日）の達成には至っていません。

実績及び令和12年度の将来予測値（952g/人・日）を踏まえ910g/人とし、更なる削減を目指します。

・ リサイクル率

第2期計画期間中のリサイクル率は、おおむね25%前後の横ばいで推移しており、第2期計画の目標値（30%）の達成には至っていません。

実績及び令和12年度の将来予測値（26.6%）を踏まえ、第3期計画の目標を前期計画と同様に30%とします。

・ 最終処分率

第2期計画の目標値（12％）を達成しています。（平成30年度実績11.7％）令和12年度の将来予測値（10.9％）を踏まえ、第3期計画の目標値は10.5％とし、最終処分率の更なる縮減を目指します。

【参考】 1人1日当たり排出量の年間排出量への換算

項 目		将来予測 (令和12年度)	第3期計画 目標値 (令和12年度)
一般廃棄物	年間排出量	736千t	703千t
	内訳	生活系ごみ	483千t
		事業系ごみ	231千t

※ 年間排出量 = 1人1日当たり排出量×365日×人口(R12年度将来推計)

(2) 産業廃棄物

表2-2 産業廃棄物の将来予測と目標値

項 目		平成30年度実 績値	第2期計画 目標値 (R2年度)	将来予測 (R12年度)	第3期計画 目標値 (R12年度)
産業 廃 棄 物	排出量	10,962千t (10,242千t)	10,000千t	10,965千t (10,250千t)	10,000千t
	リサイクル率	35.6% (31.7%)	35%	36.1% (32.3%)	35%
	最終処分率	1.7% (1.6%)	1%	1.7% (1.6%)	1%

※括弧書きは震災分を除いた数値

・ 排出量

平成28年度は過去10年間で最大の12,239千tとなりましたが、平成30年度は10,962千tに減少しました。

実績及び令和12年度の将来予測値（10,965千t）を踏まえ、第3期計画の目標を前期計画と同様に10,000千tとします。

・ リサイクル率

平成30年度の実績値は35.6％であり、第2期計画の目標値（35％）を達成しています。

過年度の実績により推計した令和12年度の将来予測値は36.1％ですが、第2期計画期間中は震災復旧工事の影響により、リサイクル率の低いのがれきの排出量が多かったため、今後のリサイクル率は低下していくことが予測されます。

震災分を除いたリサイクル率の令和12年度将来予測は32.3％であるため、第3期計画の目標値は前期計画と同様の35％とし、リサイクル率の維持を目指します。

・ 最終処分率

平成22年度は1.1%でしたが、震災の影響により平成23年度には2.2%にまで上昇し、その後も1.7%前後で高止まりの状況が続いています。

実績及び令和12年度の将来予測値（1.7%）を踏まえ、第3期計画を前期計画と同様に1%とします。

3 将来像

本県では、これまでに循環型社会の形成を目指して、第1期計画、第2期計画を策定し、目指すべき循環型社会の将来像を示すとともに、県民・事業者・NPO等の関係団体・行政が協力して廃棄物の減量化や各種の廃棄物対策に取り組んできました。

これら将来像は、中長期的に目指すべきものとして設定したものであり、第3期においてもその基本的な考え方を踏襲すべきものと考えており、具体的には次のとおりです。

1 全ての主体が3Rを推進する行動を行っています。

県民、事業者、NPO等の民間団体及び行政等の多様な主体が、循環資源の利活用の推進の重要性を理解し、生産・流通・消費・廃棄等の各段階において、自主性と創意工夫を活かして廃棄物等の3Rに関する取組を行っています。

2 排出される廃棄物の循環資源としての利用、適正処理が進み、本県の美しい自然環境が守られています。

排出される廃棄物の循環資源としての利用が促進され、持続可能な社会の実現に向けて、限りある天然資源の消費抑制が図られています。

廃棄物の適正処理が確保され、本県の豊かな森や海等の美しい自然環境が守られています。

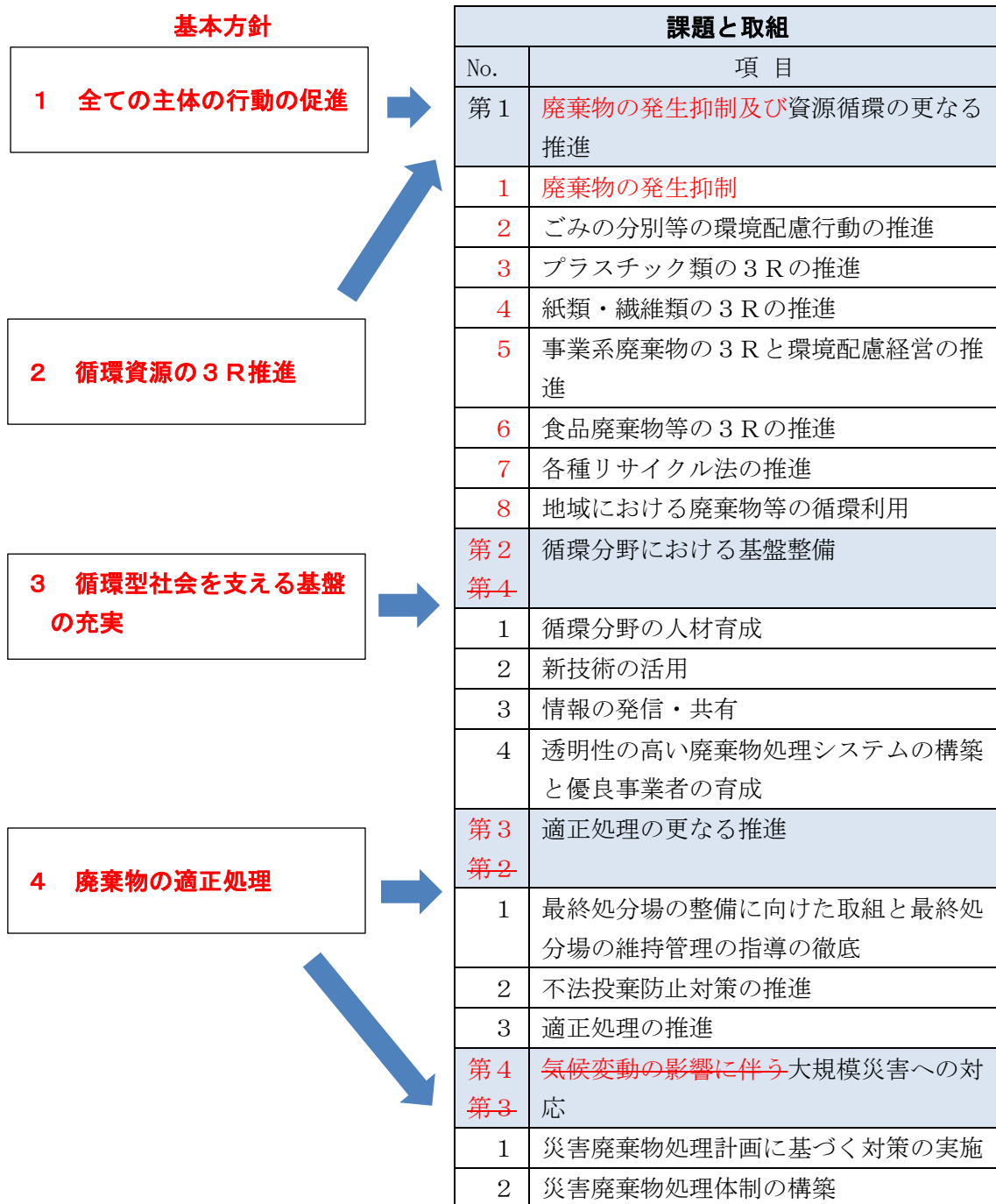
このような、ものを大切に最後まで無駄なく生かしていく「もったいない」の考え方に即した行動が、消費活動や企業での取組の中で意識的に行われることで、結果として資源の循環利用の促進、環境負荷の低減が図られる循環型社会の実現に寄与することが期待されます。



資料：環境省

第3章 課題と取組

第3期計画では、第2期における16項目の課題を、国の第4次循環型社会形成推進基本計画の体系を基に、「廃棄物の発生抑制及び資源循環の更なる推進」、「循環分野における基盤整備」「適正処理の更なる推進」、「大規模災害への対応」、の4項目に整理するとともに、新たな課題と取組について追記します。



第1 廃棄物の発生抑制及び資源循環の更なる推進

課題

- ・ 一般廃棄物の1人1日当たりの排出量は、平成22年度までは着実に減少していましたが、東日本大震災の影響による3Rの取組の後退により増加しました。その後に徐々に減少していますが、震災前の状況までには回復していません。
- ・ 産業廃棄物については、震災復旧復興工事により増えたがれき類の影響により、一時的にリサイクル率が上昇しましたが、今後は低下していくことが予想されます。
- ・ 焼却ごみの中には、紙・布類やプラスチック等が含まれており、リサイクル可能なものの分別がまだまだ不十分な状況です。
- ・ プラスチックは、近年、短期間で社会経済に浸透し、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらしましたが、汚れた廃プラスチックによる環境汚染の問題に伴うアジア諸国の輸入規制強化の影響により、廃プラスチックの国内処理が課題となっているほか、海洋に流出したプラスチックごみによる地球規模の環境汚染への対策が求められています。国のプラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日）に基づくリデュースの取組として、令和2年7月からレジ袋有料化が進められている一方、社会経済状況や生活様式の変化に伴う、テイクアウト用ワンウェイプラスチック等の増加が懸念されることから、プラスチックごみの削減について、一層の取組強化が必要です。
- ・ まだ食べることができる食品が大量に廃棄されている食品ロスの問題のほか、肥料や飼料等に再生利用することが可能であるにもかかわらず焼却されている食品廃棄物について、近年の世界的な社会動向を踏まえ、取組の強化が求められています。

主な取組

1 廃棄物の発生抑制

○ 県民

- ・ 買い物時はマイバックを持参し、レジ袋をもらわないようにします。
- ・ 詰め替えの製品や包装の少ない商品を選んで買うことで、ごみの削減に取り組みます。
- ・ メンテナンスや、壊れてしまったものを修理することによる長寿命化、使わなくなった物を廃棄する前に寄付や買取等で人に譲る等の行動に努めます。

○ 事業者

- ・ 事業者は、事業活動に伴って排出される廃棄物の発生抑制に取り組みます。

○ 民間団体・教育研究機関

- ・ イベントや公開講座等による普及啓発を行うほか、3R活動を実践します。
- ・ 教育研究機関は、廃棄物の発生抑制に資する技術の研究開発を行います。

○ 行政

- ・ 県は、産業廃棄物税を活用し、廃棄物の発生抑制等を行うために必要な処理施設等の整備、研究開発に対する支援を行います。また、県の機関においても、技術開発に係る研究を行います。

- ・ 県は、産業廃棄物の発生抑制を図る事業者等を支援するため、民間企業において製造業等の工程管理や品質管理、環境管理等に携わった経験を有する環境産業コーディネーターを派遣します。
- ・ 県は事業者に対して、産業廃棄物の発生抑制に関する補助金等の情報提供や、教育研究機関や事業者間のマッチングを行います。
- ・ 県は、廃棄物処理法に基づき提出が義務付けられている産業廃棄物の多量排出事業者の減量化計画の策定について、指導・助言を行い、ごみ排出量の削減を促進します。
- ・ 県は、市町村が行う先駆的・モデル的な取組に対し、市町村振興総合補助金による支援を行うほか、出前講座、講師派遣、ワークショップ開催等を通じて、各市町村等の施策展開を支援します。
- ・ 県は、「宮城県公共施設等総合管理方針」（平成 28 年度策定）に基づき、個別施設に係る長寿命化計画（個別施設計画）を策定し、適切な維持管理を推進していくことで、施設新設等に伴う廃棄物の発生抑制を行います。
- ・ 県や市町村等は、県民や事業者に対して、廃棄物の排出抑制について啓発を行い、理解の醸成に取り組みます。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ 環境産業コーディネーター年間訪問延べ数	535 件	600 件 (150 件/人×4 人)
○ みやぎ産業廃棄物 3 R 等推進事業（設備整備）の採択件数（累計）	43	140 (14 件/年×10 年)
○ みやぎ産業廃棄物 3 R 等推進事業（研究開発等）の採択件数（累計）	26	90 (9 件/年×10 年)
○ 一般廃棄物多量排出事業者の指導のための規程を整備している市町村数	13	全市町村

2 ごみの分別等の環境配慮行動の推進

- 県民
 - ・ 居住地の資源ごみの分別排出に取り組みます。
- 事業者
 - ・ 従業者にごみの分別ルールの徹底を行う等、事業所内における環境に対する意識を高めます。
 - ・ 廃棄時に分別しやすい、又は圧縮等の減容化が容易に行える製品・容器の開発・利用に努めます。
- 民間団体・教育研究機関
 - ・ イベントや公開講座等によるごみ分別等の環境配慮行動について普及啓発を行

うほか、3R活動を実践します。

○ 行政

- ・ ごみの分別や、**ポイ捨てをしない等**の環境配慮行動について普及啓発を行います。
- ・ 県や市町村等は、年間を通じ、3Rのアイデアや優れた行動を周知するほか、毎年10月の3R推進月間に合わせて、ホームページ、新聞、ラジオ、メールマガジン、広報紙等のメディアを使って各主体に情報発信をします。
- ・ 県は、ワークショップ等を開催し、同じ課題を抱える市町村・一部事務組合間の情報共有・課題解決を支援します。

3 プラスチック類の3Rの推進

○ 県民

- ・ 市町村のルールに従い、廃棄するプラスチック類の分別を行います。
- ・ 環境負荷の小さいバイオマスプラスチック製品や紙製品等を選択します。

○ 事業者

- ・ 製造業者は、プラスチックトレイ等容器包装の使用量の低減に取り組みます。
- ・ 小売業者は、トレイ等の店頭回収に協力します。
- ・ 機能性を保持した再生材や、紙、バイオプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を進めます。

○ 行政

- ・ 県は、国が令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を踏まえ、ワンウェイプラスチックの削減、容器包装のさらなるリユース・リサイクルの推進、バイオマスプラスチック**やプラスチックの代替となりうる紙製品等**の再生可能資源への積極的利用を促進します。
- ・ 県は、「宮城県海岸漂着物対策地域計画」に基づき、廃プラスチック等海岸漂着物対策を行う市町村等の取組を支援するほか、**海岸漂着物の回収・処理、陸上からの流出抑制等に係る優れた取組等**について情報共有を行います。
- ・ **県民に対するごみのポイ捨て防止の広報や、事業者に対するごみの適切な排出・処理に関する指導を行い、生活や事業活動に伴い陸域で発生する廃プラスチックの海域流出を防止**します。また、漁業者による漁具の適正利用や、操業時の回収・ごみの処理を促進します。
- ・ 市町村等は、国の動向を踏まえながら、容器包装以外のプラスチック製廃棄物の分別回収・再資源化にも取り組みます。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ レジ袋辞退率	80.3%	85%以上
○ (一般廃棄物) プラスチック類の再資源化率	21.5%	25%
○ (産業廃棄物) プラスチック類の再資源化率	69.8%	75%

4 紙類、繊維類の3Rの推進

- 県民
 - ・ 紙類の分別や、店頭回収や地域で行っている集団資源回収への協力に取り組みます。
 - ・ 着なくなった衣類は店頭回収やリサイクルショップに持ち込むことなどで、焼却ごみを減らします。
- 事業者
 - ・ 小売業者は、紙類等の店頭回収に協力します。
- 行政
 - ・ 行政のIT化や電子自治体の構築を進めることで、公務における紙ごみの排出抑制に努めます。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ 紙及び繊維の再資源化率	30.6%	35%

5 事業系廃棄物の3Rと環境配慮経営の推進

- 県民
 - ・ 家庭だけではなく、外出先や職場、学校等でもごみの分別を徹底します。
- 事業者
 - ・ 環境に配慮した事業活動を行います。
 - ・ 使用済み製品等の再使用や、再利用しやすい製品等の製造・販売、再利用可能な素材等の使用等を推進する等、消費者の3R行動を促すような製品・サービス

を提供します。

- ・ 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入する、グリーン購入を実践します。

○ 行政

- ・ 県は、産業廃棄物の発生抑制を図る事業者等を支援するため、民間企業において製造業等の工程管理や品質管理、環境管理等に携わった経験を有する環境産業コーディネーターを派遣します。(再掲)
- ・ 県は、排出事業者向けの出前講座を開催して関係法令の周知を徹底することにより、適正処理や適正な費用負担等についての理解を深めてもらうとともに、排出事業者責任に関する意識付けを図ります。
- ・ 県は、グリーン購入促進条例(平成18年宮城県条例第22号)に基づき、環境に配慮した製品を宮城県グリーン製品として認定します。また、グリーン製品の購入に率先して取り組む企業、団体及び行政で組織する「みやぎグリーン購入ネットワーク」と連携して、グリーン製品の利用を推進します。
- ・ 県は、公共工事等において、モデル事業として宮城県グリーン製品を使用することにより、グリーン製品に関する県民の認知度向上を図ります。
- ・ 県は、「みやぎの3R推進会議」により、小売業者、団体、市町村等の連携を支援する等、3Rに取り組む事業者等を支援します。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ 宮城県グリーン製品の認定を受けた事業所数	59 事業所	80 事業所
○ 宮城県グリーン製品の認定数	112 製品	130 製品
○ グリーン購入に組織的に取り組んでいる市町村数	9	全市町村

6 食品廃棄物等の3Rの推進

(1) 食品ロスの削減

○ 県民

- ・ 買い物の際には、使用期限を考慮して購入するとともに、食材の食べきり・使い切りにより、食べ残してごみとなる食品ロスを減らします。
- ・ 外食の際は、食べきれぬ量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニュー等)を導入している等、食品ロス削減に取り組む店舗を積極的に利用し、提供された料理を食べきるようにします。

- 事業者
 - ・ 規格外品の有効利用, 1 / 3ルール等の商慣習の見直し, 需要に応じた販売, 外食店における食事量の調整可能なメニューの導入等により食品ロスの削減に繋がる取組を実践します。
- 民間団体
 - ・ フードバンク活動（食料支援及び普及啓発活動）を行う団体は, 企業又は個人から発生する未利用食品を, 必要としている個人, 施設に活用してもらう等, 食品ロス削減に取り組めます。
- 行政
 - ・ 県や市町村等は食品ロス及び食品廃棄物に関する調査を行い, 食品ロス削減のための施策に活用します。
 - ・ 県や市町村等は, 宮城県食品ロス削減推進計画を策定し, 食品関連事業者等の取組に対する支援や, 食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供等を実施します。
 - ・ 県や市町村等は, 年間を通じ, 食品ロスの削減について普及啓発を行うほか, 毎年10月の食品ロス削減推進月間に合わせて, ホームページ, 新聞, ラジオ, メールマガジン, 広報紙等のメディアを使って各主体に情報発信をします。
 - ・ 県は, フードバンク活動に対する支援を行います。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ 未利用食品の利活用量	106t	130t

(2) 食品廃棄物のリサイクル

- 県民
 - ・ 生ごみの堆肥化等に取り組めます。
 - ・ 市町村等のリサイクル事業に協力します。
- 事業者
 - ・ 食品製造業者は, 食品原料の無駄のない利用や, 製造工程, 出荷工程における適正管理等により, 食品廃棄物の減量化に努めます。
 - ・ 畜産農家は, エコフィード（食品循環資源の飼料化）の利用や, 堆肥化等により, リサイクルを行います。
- 行政
 - ・ 県は, 食品関連事業者等排出事業者とリサイクル業者・畜産農家等をマッチングし, エコフィード事業を進める等, 食品廃棄物の削減に取り組めます。

- ・ 県は、食品廃棄物から肥飼料製造やエネルギー回収を行う事業者の育成や、リサイクル施設整備に対する支援を行います。
- ・ 県は、市町村が行う生ごみの減量化等の取組に対する支援を行います。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ 動植物性残さの最終処分率	3.3%	1%未満
○ 県民1人1日当たりの焼却ごみ中のちゅう芥類量	115g/人・日	90g/人・日

7 各種リサイクル法の推進

(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

○ 県民

- ・ 家電をなるべく長期間使用し、廃家電の発生量を抑制します。
- ・ 家電を廃棄する際は正しいリサイクルルートで廃棄する等、家電リサイクル法に従い行動します。
- ・ 小型家電等を市町村が指定する方法で分別し、店頭回収等に協力します。

○ 事業者

- ・ 家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）を販売する場合は、消費者が特定家庭用機器を長期間使用できるよう、適切に情報提供を行います。
- ・ 事業活動に伴って排出される小型電子機器等について、有用金属の回収のための取組に協力します。
- ・ 小型家電の店頭回収に協力します。

○ 行政

- ・ 市町村等は、区域内の小型家電を分別収集するために必要な措置を講じ、収集した小型家電を、再資源化を適切に実施しうる者等に引き渡すよう努めます。
- ・ 県や市町村等は、県民に対し、対象品目やリサイクルシステムに関する普及啓発を進めます。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
市町村における小型家電リサイクル制度による回収量	136g/人・年	400g/人・年

(2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

- 事業者
 - ・ 施工する建設工事には、リサイクル資材を使用するよう努めます。
 - ・ 発注する建設工事において、分別解体及びリサイクルに要する費用を適切に負担します。
- 行政
 - ・ 県は、建設副産物情報交換システムの普及を図り、広く活用を進めていきます。
 - ・ 県は、建設リサイクルに関する説明会の開催等を通じた啓発活動を行います。
 - ・ 県は、住民に対する解体工事等の際に必要な届出や再資源化に関する普及・啓発を進めるとともに、法の適正な執行のため、一斉パトロール等を行い、解体業者等の指導・監督を行います。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ がれき類（アスファルト・コンクリート塊）の再資源化率	99.9%	99%以上
○ がれき類（コンクリート塊）の再資源化率	96.8%	99%以上
○ 木くず（建設発生木材）の再資源化・縮減率	97.3%	97%以上

(3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）

- 県民
 - ・ 買い物時はマイバックを持参しレジ袋をもらわないようにする等、利用するプラスチック製品を抑制し、ライフスタイルを見直します。
 - ・ 商品を購入する際には簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を使用した商品を選択する等、容器包装廃棄物の削減に協力します。
 - ・ 過剰包装を断り、容器包装廃棄物の発生を抑制します。

○ 事業者

- ・ 製造業者やスーパーマーケットや百貨店等の小売業者等は、プラスチックトレイ等容器包装の使用量の低減や簡易包装の推進、廃棄物の減量化等の取組を行います。

○ 行政

- ・ 県は、「宮城県分別収集促進計画」に基づき、制度の普及及び浸透を、国や市町村等と連携しながら容器包装の再商品化を進めていきます。
- ・ 県は、月ごとの収集量の把握や年間再商品化量のデータを収集し、分別収集促進計画の着実な進行管理を実施します。
- ・ 県や市町村等は、容器包装リサイクルの啓発活動を充実します。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ 容器包装リサイクル法で定める全品目を分別回収している市町村数（独自回収を含む）	31	全市町村
○ その他プラスチック製容器包装の分別収集の完全実施市町村数（独自処理を含む）	16	全市町村

(4) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）

○ 県民

- ・ 自動車をなるべく長期間使用することにより、自動車が廃棄物になることを抑制します。
- ・ 自動車を購入するときは、リサイクルを十分考慮して設計された自動車を選択します。
- ・ 自動車を修理する場合は、リサイクル部品を使用して修理する等、リサイクル製品の活用に協力します。

○ 事業者

- ・ 自動車の処理及びリサイクルを適切かつ円滑に実施するため、自動車リサイクルに関する知識及び能力の向上に努めます。
- ・ 自動車を処理する場合には、リサイクル料金等必要事項を所有者に周知するとともに、処理が円滑に進むよう努めます。

○ 行政

- ・ 県は、県民に対し、リサイクル料金の支払預託の仕組みやリサイクルの方法等の普及・啓発を進めるとともに、引取業者や解体業者等への指導・監督を行います。

8 地域における廃棄物等の循環利用

県は、地域循環共生圏の考え方を取り入れた廃棄物等の循環利用を促進します。

(1) 汚泥

○ 行政

- ・ 県は、「宮城県流域下水道事業経営戦略」に基づき、下水汚泥や汚泥消化過程で発生する消化ガス等の下水道資源の活用について、建設資材等への活用促進、燃料として活用するほか、さらなる利用拡大の取組を進めます。
- ・ 県は、下水汚泥の発生量を抑制する技術や、より付加価値の高い燃料等に活用する技術を導入します。
- ・ 県は、外部機関を含めて、下水汚泥に関するリサイクルの推進に関する検討・協議を進めていきます。
- ・ 県は、下水汚泥の減量化、再生利用への市町村等の取組に対する指導・啓発を充実していきます。
- ・ 県は、必要に応じて広域汚泥処理の取組を進めていきます。
- ・ 県は、汚泥由来の宮城県グリーン製品の認定等によりリサイクル製品の活用を促進していきます。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ 下水汚泥最終処分率（脱水汚泥ベース）	30.6%	0%

(2) 家畜排せつ物

○ 事業者（畜産事業者）

- ・ 堆肥化等による適正な利活用を促進します。

○ 行政

- ・ 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（農林水産省策定、平成27年3月）に基づいた利活用の推進について支援します。
- ・ 県は、家畜排せつ物の処理状況等に関する調査を実施し、傾向や課題等を分析します。
- ・ 県は、耕畜連携により家畜排せつ物の堆肥化と、堆肥の利用を促進します。
- ・ 県は、家畜排せつ物処理施設整備及び老朽化した施設の機能保全対策に対し、助成を行います。
- ・ 県は、地域の家畜排せつ物の発生量や堆肥の需要量を考慮しながら、メタン発酵等によるエネルギー利用を推進します。

○ 教育研究機関

- ・ 利活用を推進するための研究開発を行います。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ 家畜排せつ物処理施設の機能保全対策策定施設数	-	15

(3) がれき類・木くず

○ 事業者

- ・ 施工する建設工事には、リサイクル資材を使用するよう努めます。(再掲)
- ・ 発注する建設工事において、分別解体及びリサイクルに要する費用を適切に負担します。(再掲)

○ 行政

- ・ 県は、建設副産物情報交換システムの普及を図り、広く活用を進めていきます。(再掲)
- ・ 県は、建設リサイクルに関する説明会の開催等を通じた啓発活動を行います。(再掲)
- ・ 県は、住民に対する解体工事等の際に必要な届出や再資源化に関する普及・啓発を進めるとともに、法の適正な執行のため、一斉パトロール等を行い、解体業者等の指導・監督を行います。(再掲)
- ・ 県は、未利用間伐材等の利活用を促進するため、木質バイオマスの加工施設及び利用に係る施設整備への支援や、搬出支援等、必要な施策を進めます。

(4) 食品廃棄物

○ 県民

- ・ 買い物の際には、使用期限を考慮して購入するとともに、食材の食べきり・使い切りにより、食べ残してごみとなる食品ロスを減らします。(再掲)
- ・ 外食の際は、食べきれぬ量を選択できる仕組み(小盛り・小分けメニュー等)を導入している等、食品ロス削減に取り組む店舗を積極的に利用し、提供された料理を食べきるようにします。(再掲)
- ・ 生ごみの堆肥化等に取り組めます。(再掲)
- ・ 市町村等のリサイクル事業に協力します。(再掲)

○ 事業者

- ・ 規格外品の有効利用、1/3ルール等の商慣習の見直し、需要に応じた販売、外食店における食事量の調整可能なメニューの導入等により食品ロスの削減に繋がる取組を実践します。(再掲)
- ・ 食品製造業者は、食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理等により、食品廃棄物の減量化に努めます。(再掲)

- ・ 畜産農家は、エコフィード（食品循環資源の飼料化）の利用や、堆肥化等により、リサイクルを行います。（再掲）
 - ・ 廃食用油を用いたバイオディーゼル燃料（BDF）や、ろ過してそのまま燃料として使用するバイオ油（SVO）の利用に努めます。
- 民間団体
- ・ フードバンク活動（食料支援及び普及啓発活動）を行う団体は、企業又は個人から発生する未利用食品を、必要としている個人、施設に活用してもらう等、食品ロス削減に取り組みます。（再掲）
- 行政
- ・ 県や市町村等は食品ロス及び食品廃棄物に関する調査を行い、食品ロス削減のための施策に活用します。（再掲）
 - ・ 県や市町村等は、宮城県食品ロス削減推進計画を策定し、食品関連事業者等の取組に対する支援や、食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供等を実施します。（再掲）
 - ・ 県は、フードバンク活動に対する支援を行います。（再掲）
 - ・ 県は、食品関連事業者等排出事業者とリサイクル業者・畜産農家等をマッチングし、エコフィード事業を進める等、食品廃棄物の削減に取り組みます。（再掲）
 - ・ 県は、食品廃棄物から肥飼料製造やエネルギー回収を行う事業者の育成や、リサイクル施設整備に対する支援を行います。（再掲）
 - ・ 県は、市町村が行う生ごみの減量化等の取組に対する支援を行います。（再掲）
 - ・ 県は、教育研究機関や事業者と連携し、食品廃棄物をメタン発酵することにより電気・熱にエネルギー利用する取組の推進や、その工程で発生するメタン発酵消化液の再利用方法について検討を行います。
 - ・ BDFの大口利用者を対象とした奨励金や、BDF製造事業者を対象とした品質分析検査に要する経費の助成を行うなど、BDFの利用促進に取り組みます。

第2第4 循環分野における基盤整備

課題

- ・ 少子高齢化社会においては、地域における環境活動を支える担い手の育成や、処理業者等における人材不足を補う技術導入が求められています。
- ・ 3Rによる循環型社会に向けた実践のため、様々な主体の自主性や創意工夫を促していくよう、各種媒体を活用して意識の醸成や行動の喚起をしていく必要があります。

主な取組

1 循環分野の人材育成

○ 県民

- ・ 循環型社会の形成について、関心を持って情報収集に努め、イベントや地域の清掃活動等に積極的に参加します。

- 事業者・民間団体・教育研究機関
 - ・ 環境に係るイベントの開催や、公開講座の実施等による情報発信を行います。
 - ・ 子どもの教育活動を支える「みやぎ教育応援団」に登録する等、学校の授業や放課後の活動、PTA活動による環境教育の充実に協力します。

- 行政
 - ・ 県は、「宮城県環境教育リーダー」制度による環境教育を行います。また、環境情報センターにおいて、広く県民や市町村等に対し、パネルや副読本等環境学習資料を提供し、環境教育を支援します。
 - ・ 県は、みやぎNPOプラザでの各種相談サービスや交流スペースの提供、人材育成のための研修事業等、環境保全分野を含めたNPO活動全体に対する支援を行います。
 - ・ 県は、「こども環境教育出前講座」により、県内の小学校に対して講師を派遣します。
 - ・ 県や市町村等は、小中学校で行う環境教育に関し、県及び市町村の教育委員会等と連携を図りながら、3Rに関する環境教育を充実させていきます。
 - ・ 県内の高等学校において、循環型社会に貢献できる技術者・技能者の育成を目指し、3Rに関する基礎的研究を行います。
 - ・ 大学等の教育研究機関と連携し、公開講座を通じて3R・循環型社会の実現に関する県民の意識を醸成する等、広く環境教育を行います。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ 教育研究機関の行う循環型社会形成に関する公開講座等の受講者数(1講座当たりの受講者数)	32人	35人

2 新技術の活用

- 事業者
 - ・ 事業者は、3Rに繋がる新たな技術・設備の導入に積極的に取り組みます。
 - ・ プラスチックのリユース・リサイクルに資する環境配慮設計や、再生素材・バイオプラスチック等代替素材の活用に取り組みます。

- 教育研究機関
 - ・ 教育研究機関は、3Rに資する研究開発を行います。

- 行政
 - ・ 県は、産業廃棄物税を活用し、廃棄物の発生抑制やリサイクルを行うために必要な処理施設等の整備、研究開発に対する支援を行い、画像処理による廃棄物の選別技術の導入、施設の安全・安定な操業や効率性向上のためのAI(人工知能)の活

用等，最新技術を取り入れた廃棄物処理全体の高度化・効率化の取組を促進します。

- ・ 県の機関においても，技術開発に係る研究を行います。
- ・ 県は新技術に係る情報や活用事例等の情報を収集し，事業者に対して優良事例の紹介等の情報提供を行うとともに，補助金等の情報提供や，教育研究機関や事業者間のマッチングを行います。
- ・ 県は，廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及等による，廃棄物エネルギーの効率的な回収を推進します。
- ・ 県は，廃棄物処理情報を電子データ化し，そのデータを活用して廃棄物の移動・再生品の利用・エネルギー回収を考慮した廃棄物処理による温室効果ガス排出量等の環境影響（廃棄物処理のライフサイクルアセスメント）を評価できる仕組み（環境影響評価ツール）を構築します。
- ・ 平成24年度に開始した再生可能エネルギーの固定買取価格制度（FIT）により導入が促進された太陽光パネルについては，今後，一斉に廃棄の時期を迎えることが懸念されているため，発電事業終了後の不法投棄防止のための取組を行うほか，使用済パネルのリユース・リサイクル事例の情報収集や，事業者間の情報共有の支援を行います。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ 県の機関における3Rに資する技術開発件数	—	6件 (計画期間中 累計)

3 情報の発信・共有

- 県民・事業者
 - ・ 循環型社会の形成について，関心を持って情報収集に努めます。
- 民間団体・教育研究機関
 - ・ 環境に係るイベントの開催や，公開講座の実施等による情報発信を行います。
- 行政
 - ・ 県や市町村等は，年間を通じ，3Rのアイデアや優れた行動を周知するほか，毎年10月の3R推進月間に合わせて，ホームページ，新聞，ラジオ，メールマガジン，広報紙等のメディアを使って各主体に情報発信をします。
 - ・ 県は，市町村等が行う環境啓発・ごみ減量化事業に対する講師の派遣や，環境イベント等への各種啓発資材の貸出によりその活動を支援します。
 - ・ 県は，廃棄物処理情報を電子データ化する「みやぎ産廃報告ネット」を活用して，産業廃棄物処理データを迅速かつ正確に収集し，速やかにホームページ等で情報公開することで，排出事業者がより迅速・確実に廃棄物を処理するための情報を提供していきます。

- ・ 県は、排出事業者やリサイクル事業者等のネットワーク構築に対する各種支援を行います。また、エコフォーラムが円滑に活動を継続できるよう支援します。
- ・ 県は、定期的な情報交換や会議の開催を通じ、東北各県等との連携を強化し、共通課題解決のための事業の実施や国への働き掛けを行っていきます。

4 透明性の高い廃棄物処理システムの構築と優良事業者の育成

○ 事業者

- ・ 排出事業者は、優良産業廃棄物処理業者にできる限り委託します。
- ・ 処理業者は、優良産業廃棄物処理業者認定制度を積極的に活用します。

○ 行政

- ・ 県は、産業廃棄物処理業者に対して、産業廃棄物処理のルールや電子マニフェストに関する講習会を開催し、適正処理についての理解の徹底と意識付けを図ります。
- ・ 県は、排出事業者向けの出前講座を開催して関係法令の周知を徹底することにより、適正処理や適正な費用負担等についての理解を深めてもらうとともに、排出事業者責任に関する意識付けを図ります。(再掲)

第3第2 適正処理の更なる推進

課題

- ・ 本県の最終処分場は、東日本大震災後、復旧・復興のため一部の産業廃棄物最終処分場において災害廃棄物を受け入れたことや、新たな施設整備も困難であることから、依然、余裕がある状況ではありません。
- ・ 県内における不法投棄発見件数は、広報啓発の効果もあり減少傾向にあるものの、平成29年度には近年で最大規模の不法投棄事案が2件発生しました。近年の各国における廃プラスチックの輸入規制強化により、国内処理が必要となった廃プラスチックの不法投棄が発生や、陸域で発生したごみの一部が意図的・非意図的に河川等を経由して海洋に流出し、ひいては海洋汚染を引き起こすことも懸念されるため、廃棄物の適正処理に関する啓発活動の徹底や、不適正処理事案が発生した場合の早期発見・早期対応のための監視体制の強化及び法令違反等の悪質な行為に対する厳格な対応が引き続き必要です。

主な取組

1 最終処分場の整備に向けた取組及び維持管理の指導

○ 県民・事業者

- ・ 最終処分される廃棄物量の削減のため、3Rに取り組みます。

○ 行政

- ・ 県は、最終処分量の削減に資する施設設備整備補助や技術開発への支援を通して、最終処分率を減少させます。
- ・ 市町村等は、計画的施設整備や管理を継続します。
- ・ 県は、今後も県内における産業廃棄物の安定的な処理や、環境負荷の少ない持続

的な経済活動を推進するため、最終処分場の残余容量や必要性を踏まえ、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備を進めます。

2 不法投棄防止対策の推進

○ 県民

- ・ 市町村が定めているごみ出しルール及び各種リサイクル法に従い、適正なごみ出しを行います。

○ 事業者

- ・ 関係法令等に従い、廃棄物を適正に排出・処理します。

○ 行政

(1) 広報・啓発の実施

- ・ 年間を通じ、廃棄物の適正処理に向けた啓発を行うほか、毎年9月を不法投棄防止強化月間と定め、ラジオ放送や新聞、パンフレット、広報誌等による啓発活動を重点的に実施します。

(2) 違反行為の早期発見及び早期対応

- ・ 産業廃棄物適正処理監視指導員（産廃Gメン）を県内各保健所等に配置し、不法投棄や不法焼却等の不適正処理に係るパトロールを実施します。
- ・ 民間警備業者を活用した「産廃ガードマン」を配置し、早朝、夜間及び休日に重点を置いた定点監視体制を確保するとともに、スカイパトロールによる上空からの監視を実施します。
- ・ 山間部等で事業活動を行っている各種団体等と「廃棄物の不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、地域の監視の目を増強します。
- ・ 監視が手薄となりがちな県境地域等での不法投棄を未然に防止するため、北海道及び東北各県連携による合同スカイパトロールや、県境を接する隣県との県境合同パトロールを実施することにより、県境地域での監視を強化します。
- ・ 市町村職員に対する産業廃棄物処理施設等への立入検査権限の付与により、不法投棄等が発生した際の初期対応の充実を図ります。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R12 目標値
○ 県内の10t以上の不法投棄件数及び量	4件 320t (発覚分)	0件
○ 家電不法投棄の台数(家電リサイクル法4品目) エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機	1,172台 (発覚分)	0台

3 適正処理の推進（行政）

(1) 産業廃棄物処理施設の維持管理等に関する指導

イ 事業者の指導の徹底

- ・ 「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」（平成17年宮城県条例第151号制定）に基づき、産業廃棄物処理業者による受入時の確認や中間処理産業廃棄物の保管上限の遵守等について指導を徹底します。
- ・ 産業廃棄物処理業者への立入検査等により、法令の遵守に関する指導を徹底し、適正処理を促進します。
- ・ 廃棄物焼却炉については、適切な維持管理を指導するとともに、排ガス測定の実施によるダイオキシン類に係る排出基準の遵守状況を確認します。また、ダイオキシン類の行政検査及び事業者の自主検査の結果については、毎年度公表して信頼性の確保を図ります。
- ・ 産業廃棄物処理施設を設置する処理業者に対して直近の財務諸表の提出を求め、財務分析等により事業者の財政的基盤の状況を把握することにより、監視機能の強化につなげます。
- ・ 産業廃棄物処理施設について、今後の施設設置状況や県内産業廃棄物の発生・処理の動向の把握に努めます。
- ・ 最終処分場については、埋立状況を把握するとともに、放流水等の検査を実施して法令の遵守状況を確認します。また、埋立終了後も、管理状況の確認や放流水等の検査を実施する等、廃止されるまで適切に管理されるよう指導を徹底します。

ロ 違反行為に対する厳格な対応

- ・ 違反行為に対し、積極的かつ厳正な行政処分を実施するとともに、県のホームページへの掲載や記者発表により処分内容等の公表を行います。
- ・ 警察等捜査機関に対する情報提供や定期的な連絡会議等により緊密な連携を図るとともに、必要に応じ警察の現場検証と併せた立入検査等の合同対応を推進します。

(2) 特別管理産業廃棄物等の適正処理の推進

イ 感染性廃棄物の適正処理

- ・ 「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月改訂，環境環境再生・資源循環局監修）に基づき、医療機関に対する立入検査や監視の場等で、処理状況の確認と指導を行います。
- ・ 感染症蔓延防止の観点から、県や市町村等は、県民や事業者に対して、マスクやティッシュの適切な捨て方等について周知します。処理業者は、活動後の手洗い・うがいを徹底する等、感染予防を行います。

ロ アスベスト（石綿）の適正処理

- ・ 「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」（平成23年3月，環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に基づき、収集、運搬、処分が適正に処理され

るよう、排出事業者や処理業者への指導を徹底します。

ハ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理

- ・ 県内で保管されているPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、「宮城県PCB廃棄物処理計画（平成19年3月策定，平成30年3月改訂）」に基づき、処分期間内の処理を推進指導します。
- ・ PCB廃棄物適正処理推進員（PCB Gメン）によるPCB廃棄物の保管状況の確認を行うとともに、未届事業者を掘り起こし、廃棄物処理法に基づく保管方法や、PCB特別措置法に基づく保管状況の届出等について、指導を徹底します。

〈目標〉

指標	H30 実績値	R9※ 目標値
○ 保管PCB廃棄物の未処理台数	14,083 台	0 台

※ PCB廃棄物は令和9年度までの全量処理が求められていることから、「R9目標値」として設定した。

ニ 水銀廃棄物の適正処理

- ・ 「水銀廃棄物ガイドライン（第2版）」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課，平成31年3月）に基づき、市町村、事業者等への適切な指導を行います。また、水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づき、市町村は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内において廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されていることに伴い、市町村の水銀廃棄物の適正処理の推進のための分別回収について支援します。

(3) 県内の廃棄物の処理状況に関する市町村等への情報提供

- ・ 県は、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月環境省通知）に基づき、ごみ処理広域化・集約化計画を策定し、廃棄物の広域的な処理や処理施設の集約化等、市町村等の意向を踏まえた効率的なごみ処理体制の構築を進めます。また、設備の延命化や長寿命化に向けた計画的整備がなされるよう支援します。
- ・ 県は、一般廃棄物の処理困難物の処理ルートの構築、市町村等と民間事業者間の一般廃棄物の受入体制整備等に関する調整や支援を行います。
- ・ 県は、市町村等が一般廃棄物の処理施設や再資源化施設を計画的に整備する際、循環型社会形成推進交付金制度を有効に活用し、効率的な整備ができるよう支援します。
- ・ 県は、市町村等が循環型社会形成推進地域計画を策定するに当たり、広域的な見地から技術的助言等を行うことにより、市町村の地域計画策定を支援します。

(4) 海岸漂着物等対策推進事業

- ・ 県内の海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、「宮城県海岸漂着物対策地域計画」（令和3年3月）に基づき、海岸における良好な自然・生活環境を維持するための各種施策を実施します。
- ・ 海岸における良好な自然・生活環境を維持することを目的として、海岸管理者として海岸漂着物等に対する回収・処理事業を実施します。また、河川管理者として、海岸漂着物等の一因となっている河川における清掃事業及び普及啓発活動を実施します。
- ・ 国の補助金を交付することにより、海岸漂着物等対策推進事業を実施する沿岸部の各市町を支援します。
- ・ 県民に対するごみのポイ捨て防止の広報や、事業者に対するごみの適切な排出・処理に関する指導を行い、生活や事業活動に伴い陸域で発生する廃プラスチックの海域流出を防止します。また、漁業者による漁具の適正利用や、作業時の回収・ごみの処理を促進します。（再掲）
- ・ 環境保全活動を行っている企業、ボランティア団体等との協力体制を築きながら、環境保全に努めます。

(5) その他

イ 放射性物質が付着した廃棄物処理の推進

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により発生した放射性物質が付着したことにより保管されている8,000Bq/kg以下の廃棄物について、国と連携を図りながら、処理主体である関係市町村等が適切に取り組むとともに、県はその取組を引き続き支援します。

ロ 有害使用済機器の適正な取扱いの確保

- ・ 使用を終了した家電製品等の有害使用済機器（通常「雑品スクラップ」）は不適正な取扱いを受けやすく、火災を含む生活環境保全上の支障が生じる恐れがあるため、有害使用済機器を扱う事業者からの届出受理や、必要に応じて行う報告徴収・立入検査等を通じて、事業者に適正な取扱いを求めています。

ハ 使用済太陽光パネルの適正処理の推進

- ・ 平成24年度に開始した再生可能エネルギーの固定買取価格制度（FIT）により導入が促進された太陽光パネルについては、今後、一斉に廃棄の時期を迎えることが懸念されているため、発電事業終了後の不法投棄防止のための取組を行うほか、使用済パネルのリユース・リサイクル事例の情報収集や、事業者間の情報共有の支援を行います。（再掲）

第4第3 気候変動の影響に伴う大規模災害への対応

課題

- ・ 東日本大震災をはじめ、近年の豪雨・台風等の自然災害の経験と教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理について、自治体の対応力の強化、向上や自治体間の応援協力体制の確立が求

められています。

主な取組

1 災害廃棄物処理計画に基づく対策の実施

- 県は、「宮城県災害廃棄物処理計画」を基に、計画の実効性を高めるための図上演習等を継続的に実施し、人材育成を図っていきます。
- 県は、「宮城県災害廃棄物処理計画」(平成29年8月策定)に基づき、災害廃棄物の円滑な処理を確保し、市町村に対する助言を行い、各市町村の災害廃棄物処理計画の策定を促進します。
- 県は、災害時に必要に応じて、市町村間、隣県等の調整や国に対する支援要請を行うとともに、市町村の災害等廃棄物処理事業費及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の交付申請を支援します。
- 市町村は、県の計画と連携し、災害廃棄物処理計画等の策定及び見直しを行います。

2 災害廃棄物処理体制の構築

- 県は、国が進める災害廃棄物の処理に詳しい自治体職員をリストに登録し、災害時に現地に派遣する「人材バンク制度」を活用しながら、本県で災害が発生した場合の受援体制及び、他都道府県が被災した場合の支援体制の構築を図ります。
- 県は、災害廃棄物の処理について、平時から市町村、民間事業者、関係団体等との体制構築に努め、対応力を強化していきます。
- 県は、災害時において、化学物質等による公衆衛生の悪化や二次災害が発生しないよう、平時からセミナーの実施や情報連絡体制の構築を行い、対応力を強化していきます。
- 県及び市町村は、災害ボランティアの受入れに必要な環境整備やリーダーの養成等の体制づくりを、社会福祉協議会、NPO支援組織等と連携して実施するとともに、必要な活動支援を行います。

第4章 計画の推進のために

第1 的確な進行管理

宮城県は、事業の進捗状況と効果について、毎年、把握及び分析を行い、その結果を基に必要に応じた対策を講じる等、実効性のある的確な進行管理を行います。

- ・ 廃棄物の排出量、リサイクル率、最終処分率等の指標の状態について、毎年度把握・分析します。
- ・ 社会、経済情勢の変化や情報通信・科学技術の進展等も想定されるため、おおむね5年を目途に中間見直しを行います。
- ・ 政策評価・施策評価及び環境白書等を通じて、この計画を構成する施策及び事業の実施状況等を整理・点検し、その内容を公表します。

第2 計画の推進体制

第3期計画を推進するために、次のような組織体制を整備・運営します。

- ・ 計画を円滑に実施するため、関係部局と計画の推進に当たっての連絡調整、進行管理等を行います。
- ・ 本県の抱える課題の解決のためには、各主体の循環型社会形成に向けた行動が必要であり、市町村、事業者、NPO等の民間団体、教育研究機関等と連携し、各主体の実践を促していきます。

第3 財源の確保

国の復興予算の縮小、今般の新型コロナウイルス感染症の影響や人口減少による税収減等歳入減少が見込まれる一方、社会保障関係経費の増大等による歳出増加が予想され、本県の財政運営は予断を許さない状況が続くものと考えられます。

こうした中で、第3期計画を着実に推進するため、必要な財源を次のように確保します。

- ・ 新・宮城の将来ビジョンに基づき、地球環境の保全と循環型社会の形成に対して適切に予算を配分します。
- ・ 廃棄物の最終処分量を抑制するための経済的手法として、時限的に導入している産業廃棄物税の税収を財源として、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進する施策及び事業に活用します。
- ・ 市町村の行う一般廃棄物の3Rに関する取組について、「市町村振興総合補助金」により支援していきます。